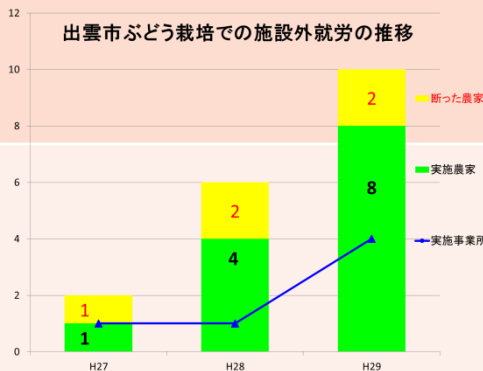


- 新規就農者等の経営課題では、労働力不足が第2位と大きな課題。
- 障害福祉サービス事業所の施設外就労**という方法に着目し、農業での活用を目指し**モデル育成から地域でのマッチング体制づくり**に取り組む。
- ぶどう新規就農者等での取り組みが広がり、他品目、他地域へ波及。

具体的な成果

1 ぶどう生産者での取り組み拡大



ぶどう以外に、梨、西条柿、白ネギ等で、また、新規就農者のほか、法人、集落営農組織での取り組みも始まる。

2 新規就農者の経営効果

- (1) **時間的余裕**ができ、研修会参加、地域行事参加も可能に
- (2) 作業終了時間が早まり**身体的負担も軽減**
- (3) 一日当たりの出荷量増加
現状70kg。目標100kg
→ 平均120kg 達成

3 福祉行政も「**農の福祉力**」に注目し、平成29年7月に「**農福連携全国都道府県ネットワーク**」が設立され、45都道府県が加盟

普及指導員の活動

1. 平成25～27年

試験場内ほ場での実証調査研究を研究員と協働し、施設外就労の基礎的知見集約。

2. 平成26年～

・ぶどう新規就農者等での実証展示と研修会

・現地事例調査と情報発信

・**NPO法人島根県障がい者就労事業振興センターと協働した啓発活動**

・県庁連絡会議設立支援と県施策への提言

3. 平成29年～

・農福連携全国都道府県ネットワークの設立と連携活動支援

普及指導員だからできたこと

1 革新支援専門員として、新しい手法を**研究員とともに研究ほ場を使って実証調査**できた。その結果から、現地実証展示に移行した。

2 **他部局、NPO法人との連携をコーディネート**

3 **他県とのつながりを作り**、共に全国組織を設立

農福連携による労力補完対策

活動期間:平成25年度～(継続中)

1、取り組みの背景

出雲市のぶどうは、デラウェアのハウス栽培で歴史を有する県内一の産地だが、高齢化等による担い手の減少から産地の縮小が大きな問題になり、リースハウス事業等を活用しながらUIターン等の新規就農者の確保育成に取り組んでいる。しかし、労働力不足が彼らの重要な問題であることから、障がい福祉サービス事業所(以下、福祉事業所)の施設外就労に着目し、それを活用した労働力不足解消と経営改善に取り組む。

図1 施設外就労とは？

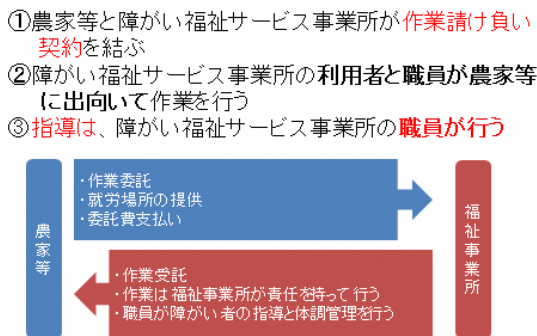
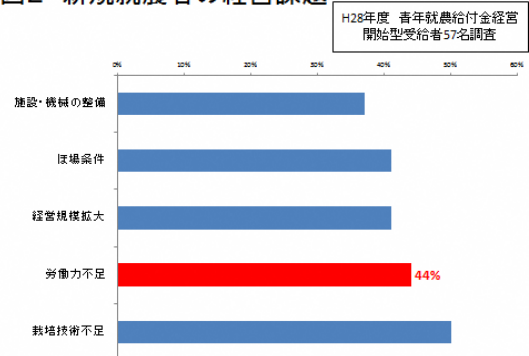


図2 新規就農者の経営課題



2 活動内容

(1) 農業技術センター研究ほ場での実証調査研究(平成25年～27年)

ア 果樹科、野菜科研究員と協働して、研究圃場で施設外就労を実証調査。

イ 農家の疑問①なにができるか、②どのような方法があるか、③どのように指導すればよいか、この3点について基本的な知見を整理した。

(2) ぶどう栽培での現地実証調査と啓発研修(平成27年～)

ア 波及性を考慮し、ぶどう部会青年部のリーダーほ場で実証展示。

イ ぶどう部会青年部活動として農福連携研修会開催。実証ほでの福祉事業所の作業を評価。丁寧で正確な作業は高く評価され、作業委託への期待が高まる。

ウ ロコミで広がり新規就農青年から作業委託が増える。しかし、応えられる福祉事業所の不足が明らかになった。

エ 啓発資料の一つに、福祉事業所の作業の様子を画像編集して活用。農業と福祉と一体となった啓発活動を行う。

オ NPO法人島根県障がい者就労事業振興センター(以下、振興センター)の農福連携コーディネーターと連携したマッチング支援と農家へのフォロー活動

(3) 普及指導員調査研究活動(平成26年～28年)を通じて、新規就農担当普及員等の農福連携の理解促進。

(4) 農福連携推進のための県庁関係部局の理解促進と政策提言

ア 農林水産部、健康福祉部、商工労働部、教育委員会関係課による連絡会議開設。

イ 県農林水産振興プロジェクトの新規就農者対策の中で、農福連携を提案。

ウ 県果樹振興方針でも、労力補完対策として農福連携を明記。

エ 福祉事業所職員等を対象とした農作業スキルアップのための研修提案

(5) NPO法人と連携した地域協議会活動発足

ア NPO法人を核にした協議会設立に向けた関係機関・団体等の合意形成支援

イ 国補事業の紹介と事業計画策定及び活動の支援

(平成29年～30年 農林水産省 農山漁村振興交付金事業)

3 具体的な成果

(1) ぶどう栽培での施設外就労の実践事例が広がり期待が高まる

ア 継続希望する農家も含め依頼農家数が年々倍増。

イ 福祉事業所も単純作業から判断力や想像力を要する作業へと受託作業の種類も拡大。

(2) 施設外就労に取り組むぶどう栽培青年農業者の経営改善。

(3) 県庁内での理解促進と施策への位置づけ

ア 県農林水産業戦略プランプロジェクト「新規就農者の育成確保」に「農福連携」を記載。

イ 県果樹振興計画(H29. 3策定)の新規就農対策事項に「農福連携」を記載。

ウ 福祉事業所職員の農作業スキルアップを目的に、平成28年度から農林大学校で「しまねアグリビジネス実践スクール 農福連携指導者養成コース」を開設

(4) 全国への広がり

ア 平成29年7月 農福連携都道府県ネットワーク設立。45都道府県が加盟。民間レベルでも同年2月に全国協議会が設立された。

(5) 出雲圏域農福連携推進協議会の活動開始

ア 農業・福祉関係機関・団体による協議会発足。

(6) 農林大学校の授業で「農福連携」を新設。また、福祉事業所が学生の新たな進路先に。

平成27年度卒業生2名/1事業所 平成28年度卒業生2名/2事業所

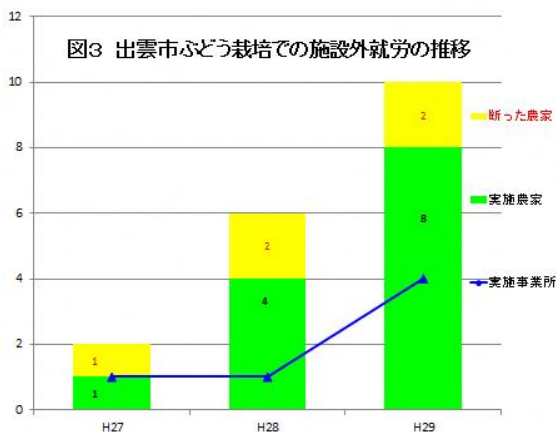


図4 農福連携全国都道府県ネットワーク設立

4 農家等からの評価・コメント(実証農家A氏)

福祉事業所の皆さんは、何より指示したことを丁寧に正確に行ってくれるので、安心して任せられる、そのことがとても助かっています。作業が遅いことを気にする人もいますが慣れてくればもっと早くできるでしょう。今後もお願いしたいと思います。

5 普及指導員のコメント(技術普及部 普及調整課長 宮廻克己)

障がい者が農作業に従事することへの農家の抵抗感を懸念していたが、現地実証ほどの作業の様子や出来ばえを直に見て、その不安は払拭された。農家のニーズに応えるためにも福祉事業所の意識啓発と地域での仕組みづくりを、福祉関係機関とも連携して取り組む。

6 今後の展開等

(1) 福祉事業所の掘り起こしによる地域での施設外就労の仕組みづくり

(2) 全国ネットワーク活動との連携強化による農福連携の継続と定着